

議案第31号

目黒区特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

目黒区特定個人情報の保護に関する条例（平成27年9月目黒区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、第12条、第12条の2」を削り、同条に次の1項を加える。

2 個人番号利用事務等の委託については、保護条例第12条及び第12条の2の規定は適用しないものとする。

第6条中「及び教育委員会」を「、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員」に改める。

第7条第2項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録（法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。以下同じ。）を除く。第10条及び第11条において同じ。）」を加える。

第17条に次の1項を加える。

3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録を訂正したときは、総務大臣及び法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、その旨を書面により遅滞なく通知しなければならない。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明） 情報提供ネットワークシステムの運用が開始されることに伴い、情

報提供等記録を訂正した場合の通知に係る規定を設けるとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(適用除外等)</p> <p>第3条 個人番号その他の特定個人情報については、保護条例第9条、第14条、第15条、第17条から第26条まで、第27条から第30条まで及び第41条の規定は適用しないものとし、保護条例第8条第1項第5号の規定の適用については、同号中「個人情報ファイル（記録される個人の数が規則で定める数に満たないものを除く。）」とあるのは、「特定個人情報ファイル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）」とする。</p> <p><u>2 個人番号利用事務等の委託については、保護条例第12条及び第12条の2の規定は適用しないものとする。</u></p> <p>(委託)</p> <p>第6条 実施機関（<u>区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員</u>をいう。以下同じ。）は、個人番号利用事務等の全部又は一部を外部に委託しようとするときは、あらかじめ目黒区情報公開・個人情報保護審議会（以下</p>	<p>(適用除外等)</p> <p>第3条 個人番号その他の特定個人情報については、保護条例第9条、<u>第12条、第12条の2</u>、第14条、第15条、第17条から第26条まで、第27条から第30条まで及び第41条の規定は適用しないものとし、保護条例第8条第1項第5号の規定の適用については、同号中「個人情報ファイル（記録される個人の数が規則で定める数に満たないものを除く。）」とあるのは、「特定個人情報ファイル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）」とする。</p> <p>(委託)</p> <p>第6条 実施機関（<u>区長及び教育委員会</u>をいう。以下同じ。）は、個人番号利用事務等の全部又は一部を外部に委託しようとするときは、あらかじめ目黒区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見</p>

「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(利用の制限)

第7条 (現行に同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する
場合においては、保有特定個人情報(情報提供等記録(法第23条第1項
及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。以下同じ。))を
除く。第10条及び第11条において同じ。)を当該業務の目的の範囲を
超えて、自ら利用することができる。

(1)・(2) (現行に同じ。)

3・4 (現行に同じ。)

(決定後の手続)

第17条 (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録を訂正したときは、総務大臣及び法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、その旨を書面により遅滞なく通知しなければならない。

を聴くものとする。

(利用の制限)

第7条 (省略)

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する
場合においては、保有特定個人情報を当該業務の目的の範囲を超えて、自
ら利用することができる。

(1)・(2) (省略)

3・4 (省略)

(決定後の手続)

第17条 (省略)

2 (省略)